

- ◆ 関東財務局では、平成28年9月14日公表した「関東財務局地域連携基本方針」において、災害発生時に財務局が担う役割を予め明確に定めた包括的な災害協定の締結を推進する旨を掲げている。同方針に基づき、本局・各財務事務所・出張所が所在する都県及び市（特別区）に対し、協議を行い、平成29年3月末において12の地方公共団体と「災害時の支援等に関する包括的な協定」を締結。
- ◆ 人的支援や公務員宿舎の提供等の支援も含め、財務局が担う役割等を予め明確に定めた「包括的な形」での災害協定締結は初の取組。
- ◆ 協定締結により、地方公共団体との連携が更に深化することで、災害発生時の地域に対する一層円滑な支援に繋がる。

1. 成果事例の概要等

○取組実施の背景

関東財務局では、熊本地震等を踏まえ、平時より災害支援対応に係る地方公共団体との連携強化を図る必要性を認識。このため、「平成28年事務年度の地域連携基本方針」に本局・各財務事務所・出張所が所在する都県及び市（特別区）との包括的な「災害協定」の締結推進を明記。

○協定締結に向けた地方公共団体との協議

災害時における円滑な支援実施の観点から、地方公共団体との連携強化策は、災害発生時に関東財務局が担う役割に則ったメニューを基に協定書の内容を整理。

包括協定の趣旨等の各地方公共団体への説明については、本局及び事務所職員が一体となって災害担当部署を訪問し個別に説明。

地域の実情等を踏まえながら、協定書の内容等について、地方公共団体と協議。

○包括的災害協定の締結

平成29年3月末において12の地方公共団体【埼玉県、栃木県、茨城県、群馬県、さいたま市、前橋市、宇都宮市、長野市、横須賀市、水戸市、甲府市、千葉市】と協定を締結。他の地方公共団体とも協定を締結に向け協議中。

協定には、訓練実施への積極的な協力や連絡先（携帯電話・アドレス）を設けることで、災害協定の実効性を確保。

2. これまでの取組の成果等

○包括的災害協定により見込まれる効果

協定締結により、災害発生時における地方公共団体の連携・調整の方法や関東財務局が担う役割等についての認識の共有や体制の整備が図られるなど、地方公共団体との連携が更に深化。災害発生時の地域に対する一層円滑な支援に繋がる。

【地方公共団体との協定内容】

- ✓ 災害が発生した場合の地方公共団体情報伝達・連絡体制の整備
- ✓ 一時滞在施設として庁舎の活用
- ✓ 被災者の応急的な住まいとして国家公務員宿舎の提供
- ✓ ガレキ置き場等として未利用国有地の提供
- ✓ 地方公共団体への災害復旧事務支援のための財務局職員の派遣
- ✓ 地方公共団体が実施する訓練等への積極的な協力

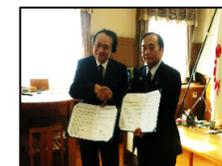
○協定に基づく連絡先の交換、訓練の実施により「顔の見える」関係を構築

- ・ 実務者レベルで災害協定締結先と「携帯、携帯アドレス、衛星電話等」の連絡先を交換。
- ・ 地方公共団体が行う訓練に参加。整備した連絡体制における訓練の実施（平成29年3月10日、さいたま市と通信訓練）等を通じ検証。

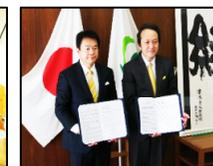
○協定書に基づく取組のほか、HPを活用するなど地域防災支援に向けた対応を実施

- ・ 災害時の迅速な職員派遣及び派遣先での円滑な支援を目的に、各職員の災害派遣経験や地理や事情に通じている地域等をリスト化。
- ・ 関東財務局HPに「災害時支援情報」を設置。包括的災害協定の締結状況のほか、金融機関等に対する金融上の措置の要請情報、各都県の防災情報サイトへのリンク集を掲載。

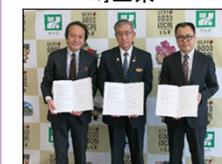
【災害関連情報サイトURL：<http://kantou.mof.go.jp/soumu/pagekthp006000056.html>】



埼玉県



さいたま市



栃木県



前橋市



さいたま市の図上訓練

3. 今後の課題と関東財務局等の対応

＜今後の課題と関東財務局の対応＞

- 協定を締結した地方公共団体と、共同訓練等を通じて、「顔の見える」関係を継続・深化していくことにより、災害発生時に迅速かつ円滑な対応が図れるよう態勢を整備。